

令和7年度九州大学大学院法学府

修士課程入学試験問題（秋季）

## 行政法

1. 次の(1)～(6)の中から3題を選び、なるべく簡潔に解答しなさい。解答には(1)～(6)のどれかが解るように、番号を付しなさい。

- (1) 地方公務員に対する懲戒処分を行うに当たり、行政庁は、「公務一般に対する住民の信頼」を考慮要素とすることは許されるか、説明せよ。
- (2) 「行政庁の処分」（行政事件訴訟法3条2項）の効力について、説明せよ。
- (3) 講学上の「特許」概念の問題点について、説明せよ。
- (4) 行政事件訴訟法と国家賠償法における「公権力の行使」の関係を説明せよ。
- (5) 「狭義の訴えの利益」（行政事件訴訟法9条1項）を検討するに当たり、平等原則や信義則は問題になりうるか説明せよ。
- (6) 「違法性の承継」について、説明せよ。

2. 次の〔事例〕を読み、(7)及び(8)に解答しなさい。解答には、(7)及び(8)を付しなさい。

### 〔事例〕

F市は、令和5年3月に、自ら設置し管理するW水道事業を民間事業者任せられないかを検討し始めた。検討の結果、F市は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という）を活用することに決めた。

F市長Yは、令和5年7月3日に、PFI法5条1項に基づき実施方針（以下「本件実施方針」という。）を長の規則として策定し、及び公表した。同日Yは、PFI法7条に基づき、W水道事業を選定した（以下「本件選定事業」という。）。又、同日Yは、本件実施方針に基づき、選定委員会を設置した。

令和5年7月18日、Yは、本件選定事業を実施する事業者を公募した。公募にはA社とX社の2社が応募した。

令和5年8月30日、選定委員会は、X社が令和4年度、大幅な赤字であったことに着目し、A社を選定すべきとする答申をYに行った。なお、A社とX社の業務計画書の内容を比較すると、施設の効用を最大限に発揮するという観点では明らかにX社の方が優れていた。

令和5年9月13日に、Yは、事業者の候補者としてA社を選出し、又、X社に対して、

「本件選定事業の候補者に選出しない」旨を通知した（以下「本件通知」という。）。

令和6年3月25日に、YはA社を事業者を選定した（以下「本件選定」という。）。

(7) 本件通知に対し、取消訴訟を提起することが出来るか検討せよ。

(8) 本件選定は、違法か検討せよ。

## 参考条文

### ○地方公務員法

（懲戒）

第29条第1項 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

（服務の根本基準）

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

### ○地方自治法

第15条第1項 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

### ○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

（定義）

第2条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）をいう。

- 一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道その他の公共施設
- 二～六（略）

2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業……であつて、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 (略)

二 公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長

4 この法律において「選定事業」とは、第7条の規定により選定された特定事業をいう。

5 この法律において「選定事業者」とは、第8条第1項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。

6・7 (略)

(実施方針)

第5条 公共施設等の管理者等は、第7条の特定事業の選定及び第8条第1項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。

2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 (略)

二 民間事業者の募集及び選定に関する事項

三～七 (略)

3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 (略)

(特定事業の選定)

第7条 公共施設等の管理者等は、第5条第3項……の規定により実施方針を公表したときは、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

(民間事業者の選定等)

第8条第1項 公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。

(不服の申出)

第88条 第8条第1項の選定……に対して不服のある者は、公共施設等の管理者等に対して不服を申し出ることができる。

○本件実施方針

第1条 F市が設置するW水道事業に係る、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の

促進に関する法律（以下「PFI法」という）第8条第1項の選定の手続については、この方針の定めるところによる。

第2条 この方針において「事業者」とは、PFI法第7条の選定事業を実施する者をいう。

2 この方針において「選定委員会」とは、第10条により設置される委員会をいう。

第3条 市長は、事業者の選定をするときは、事業者になろうとする法人その他の団体（以下「団体等」という。）を公募するものとする。

第4条 前条の規定により選定を受けようとする団体等は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に市長等に提出しなければならない。（略）

第5条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、以下の各号に定める基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体等を事業者の候補者として選出する。

- 一 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- 二 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- 三 業務計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確実に確保できる見込みがあること。
- 四 収支計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、市長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

2 市長は、前項の選出を行う場合においては、あらかじめ選定委員会の意見を聴き、これを十分に尊重して行わなければならない。

第6条 市長は、前条による選出を行ったときは、速やかにその結果を申請者に通知するものとする。

第7条 市長は、第5条第1項により選出した候補者を事業者に選定するに当たっては、あらかじめ選定委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。

第10条 市長は、PFI法第8条第1項の選定の手続を開始するに当たり、選定委員会を設置しなければならない。

第11条 選定委員会は、選定等に関する事項を調査審議する。

第12条 選定委員会の委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が任命する。